

諮 問 委 員 会 規 則

(目 的)

第 1 条 この規則は、定款第 57 条第 3 項の規定に基づき、諮問委員会に関して必要な事項を定める。

(諮問委員会)

第 2 条 当社は、当社の商品市場の運営に関する重要事項について、取締役会若しくは代表執行役の諮問に応じ、又は取締役会若しくは代表執行役に意見を述べることができる諮問委員会を必要に応じて設置する。

(設置の承認)

第 3 条 取締役会から諮問を受け、又は取締役会に意見を述べる諮問委員会(以下「取締役会諮問委員会」という。)は、取締役会の決議により設置するものとする。
2 代表執行役から諮問を受け、又は代表執行役に意見を述べる諮問委員会(以下「代表執行役諮問委員会」という。)は、代表執行役が設置するものとする。

(諮問委員会規則)

第 4 条 諮問委員会の構成、議事手続きその他諮問委員会の運営に関し必要な事項は、諮問委員会毎に定める諮問委員会規則による。
2 取締役会諮問委員会規則は、取締役会がこれを定める。
3 代表執行役諮問委員会規則は、代表執行役がこれを定める。

(改 廃)

第 5 条 本規則の改廃は、取締役会の決議をもって行う。

附 則

本規則は、平成 20 年 12 月 1 日に施行する。